

町民課からのお知らせ

「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を 7月13日(月)に発送します。

後期高齢者医療保険料は、皆さまが医療を受けるために必要な財源です。
期限内の納付に、ご理解・ご協力をお願いします。

- ◆特別徴収(仮)をされている方は、「保険料額決定通知書」に記載された令和2年度の保険料額から4・6・8月の徴収額を差し引いた金額を10月以降で調整します。
 - ◆納付書払いの方は、**第1回目の納期限が7月31日**です。期限内に納付をお願いします。
 - ◆特別徴収の方は、口座振替による納付に変更できます。**金融機関と町民課の両方で手続きが必要です。**
- ★一人当たりの年間保険料の上限額が変わります。 令和元年度→62万円 令和2年度→64万円

★被保険者均等割額の特例措置が縮小されます。令和元年度から段階的に制度本来の7割軽減に戻す見直しが行われています。

※その他、詳細については、6月25日の区長文書にて全戸配布した「後期高齢者医療制度の新しい保険料率が決まりました」のチラシに掲載しています。

軽減の割合		軽減後の被保険者均等割額		〈軽減判定所得額〉 同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額 などの合計額※
令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	
8割	➡7割	10,878円	➡16,294円	33万円以下で、被保険者全員が公的年金等収入80万円以下かつその他の所得がない
8.5割	➡7.75割	8,159円	➡12,221円	33万円以下で、上の基準に該当しない

※収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額

被保険者証は 7月22日(水)に発送します。

新しい後期高齢者医療被保険者証は8月1日から使用できます。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」 について

後期高齢者医療の医療費は、世帯の課税状況や収入額により限度額が定められています。

町・県民税非課税世帯の方は申請により「限度額適用・標準負担額適用認定証」の交付が受けられます。

受診の際に「認定証」を医療機関で提示すると、限度額を超える自己負担医療費は請求されません。

また、入院の際に「認定証」を医療機関に提示すると、食事代が減額されます。

◆令和元年度に認定証が交付され、令和2年度も引続き対象となる方は、保険証と同日に発送します。

◆申請ができる方は、被保険者証に案内文書を同封していますので、申請をお願いします。

※発送日から4～5日以内に届かない場合は、右記までお問い合わせください。

国民健康保険にご加入の皆さまへ

●70歳から74歳の方へ

国民健康保険高齢受給者証の**有効期限は7月31日**です。7月下旬に新しい受給者証を郵送しますので、8月1日からご利用ください。

なお、自己負担割合は令和2年度町県民税の課税状況により次のとおりです。

※**3割**／一定以上所得者
(課税所得が145万円以上の方が属する世帯の方)

※**2割**／上記以外の方

●各認定証の更新の時期です

現在交付中の限度額適用認定証などの**有効期限は7月31日**です。

8月からも引き続き必要な方は、印鑑と保険証をご持参のうえ、町民課または、大正・十和町民生活課で更新手続きをお願いします。

【お問い合わせ先】
町民課 ☎22-3117
大正 町民生活課 ☎27-0112
十和 町民生活課 ☎28-5112

納税・納入通知書を発送します

令和2年度の次の納税・納入通知書を7月13日(月)に発送します。

第1回目の納期限は、7月31日(金)です。

期限内の納付をお願いします。

国民健康保険税

【お問い合わせ先】
税務課 ☎22-3116

後期高齢者医療保険料

【お問い合わせ先】
町民課 ☎22-3117

介護保険料

【お問い合わせ先】
高齢者支援課 ☎22-3900

税務課からのお知らせ

倒産や解雇などで 離職された方の 国保税が軽減される場合があります

倒産・解雇・雇止めなどにより会社を退職された方で、次の条件に該当される方は、国民健康保険税が軽減される場合があります。

●軽減の条件

- ①平成21年3月31日以降に離職
- ②離職時の年齢が65歳未満
- ③倒産・解雇、または雇止めなどによる離職など
(離職理由は「雇用保険受給資格者証」に記載の離職理由で判断します)

令和2年度から 国保税の賦課限度額・軽減範囲が変わります

令和2年度の税制改正にともない、国民健康保険税の課税の見直しが行われました。変更点は次の通りです。

●賦課限度額の見直し

基礎課税分と介護保険分の賦課限度額が引き上げられます。

《賦課限度額の変更点》	基礎課税分	支援金分 後期高齢者	介護保険分
変更前	61万円	19万円	16万円
変更後	63万円	19万円	17万円

●軽減基準所得の見直し

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象が拡大されます。

《所得の基準による国民健康保険料の軽減対象の変更点》

	軽 減	所得基準額
変更前	5割軽減	基礎額33万円+28万円×被保険者および特定同一世帯所属者数
	2割軽減	基礎額33万円+51万円×被保険者および特定同一世帯所属者数
変更後	5割軽減	基準額33万円+28.5万円×被保険者および特定同一世帯所属者数
	2割軽減	基準額33万円+52万円×被保険者および特定同一世帯所属者数

※7割軽減については変更ありません。
※特定同一世帯とは、国民健康保険被保険者と旧国民健康保険被保険者(国民健康保険から後期高齢者医療保険に移した方)が属している世帯のことです。

これらの変更は令和2年度課税分より適用されます。皆さまのご理解をよろしくお願いします。

【お問い合わせ先】 税務課 ☎22-3116